

知鄞縣時代の王安石の水利事業について

三三二

本田 治

一、はじめに

王安石は知鄞縣時代に後世に傳えられる治績を残した。多くの研究が、鄞縣における経験が彼の政治思想形成に大きな影響を与えたことを指摘している^①。水利事業も鄞縣における治績の一つであり、この時の成功の経験が後に農田水利法に發展したとされている。水利事業については水利史研究からも考察がなされており^②、宋代、水利事業の新たな展開を機軸にして、明州の地域開發が飛躍的に進展し、王安石の水利事業もかみかみ改良工事の一翼をになうものであったことが明らかにされている。ただこれまで知鄞縣時代の王安石の水利事業についてまとまった考察がなされなかったのは一に史料の制約による。そうした状況は基本的に變わらないが、本稿では、もう一度零細な史料をくみためてなおし、實際に王安石が何をしたのかを確認し、また今回何度か現地を訪問して知りえた情報も勘案し、改めて事業のもつ意味をさぐってみようと思う。

二、知鄞縣就任

慶曆二年（一〇四二）に科擧に合格した王安石が最初に得た職は簽書淮南節度判官という高級幕職官のポストで、任地は揚州であった。その三年後の慶曆五年、節度判官を任滿となりいちど京師にもどり官は大理評

事に遷し、また一年足らずで地方官に赴任することになる。この二つめの地方官ポストが知鄞縣で、慶曆七年（一〇四七）から皇祐元年（一〇四九）までの二年餘り、二七歳から二九歳まで、明州負郭の鄞縣、現在の寧波市にあつて縣知事をつとめた。一般に王安石のような科擧上位合格者は、試験を受けて出世コースにつながる館職の肩書きを手にする特権をもっていたが、彼は何度も應試の勧めをことわり地方勤務を希望し、ほぼ十數年間を地方官としてすごした。ある推薦者へのことわりの手紙では、田畑からの収入も無く數十人の家族の家計が自分ひとりの俸祿收入に依存しており、その經濟を維持するには地方勤務を希望するしかない、その理由を述べている^③。宋、邵伯溫『邵氏聞見錄』卷十一にも、「王安石、字介甫、撫州臨川の人。進士に擧げられ、時に名有り。慶曆二年第五人登科し、初め簽署揚州判官となり、後に知鄞縣となる。好んで書を読み、能く強記す。後進の投藝及び程試文と雖も、美なる者有れば、讀むこと一たびにして、輒ちに誦を成し口に在り、終身忘れず。其れ文を屬るに、筆を動すこと飛ぶが如く、初め意を措かざるが如し。文成りて、觀る者皆な其の精妙なるに服す。諸弟を友愛し、俸祿家に入れば、數日にして輒ち無く、諸弟の費用する所と爲り、家道屢しば空なるも、一に問はず。」とあり、彼の並外れた文才を紹介した後、支給された俸祿は數日にして家族が費消してしまつたとのべ、家計が苦しかった様子を傳えている。嘉祐元年（一〇五六）執政に宛てた書簡では、「…

今親闈老い、日夜惟れ諸子壯大なるに、未だ能く以て室家を有せず。而るに某の兄嫂、尚お皆な客殯して葬せず、其の心此に樂しまざる有り、今に及び愈いよ自ら江湖の上に置き、昆弟親戚往還に便なるの勢を以て、而して成婚姻葬送の謀を成さんことを思う、故より某廷に在ること二年、求める所の郡十を以て數うは、獨に食貧しく口衆きが爲に非るなり、…使し得て吏事の力に因りて、少しく其の學ぶ所を施し以て祿賜の入を庚わば、則ち進んで其の辜の逃るる所無く、退いて其の身を託する所無く、惟に親の之有るを欲するにあらざるのみ」と見え、江南の地方官の職を願うのは、經濟的理由だけでなく、冠婚葬祭の際の親類との往來の便などをあげ、さらに自分の取り柄は吏事つまり行政官としての必要な實際的な法制的知識にあり、それを地方勤務に役立てたいとも書いている(鄧廣銘)。

出世につながる中央の官職を斷つてまでして得たポストの鄧縣知事の勤務状況について、先引の『邵氏聞見錄』には次のように記している。「王荊公明州鄧縣に知たりしとき、書を読み文章を爲り、三日に一たび縣事を治む。堤堰を起こし、陂塘を決し、水陸の利を爲す。民に穀を貸し、息を立てて以て償わしめ、新陳相い易えしむ。學校を興し、保伍を嚴しうす。邑人之を便とす。故に熙寧の初め執政と爲り行う所の法皆な此より出ず。然れども荊公の法一邑に行うは則ち可なるも、天下に行うこと可ならざるを知らざるなり。遣わす所の新法使者、多く刻薄なる小人にして、功利に急にして、遂に河を決して田と爲し、人の墳墓・室廬・膏腴の地を壞すに至ること、勝て紀す可からず。…」と見え、王安石個人や新法にたいしては決して好意的な筆致ではないが、鄧縣知事としての実績については否定的ではない。官民の支持をとりつけ、短期間に多方面にわたる施策を実施し結果をだした手腕は駆け出しの地方官のそれではない。その上これらの仕事を三日に一日だけの執務でこなした

とすれば、彼の吏事についての自信も納得できる。父親の地方官勤務に帯同したことで地方行政の實態を任官前から見聞し、すでに「修行期間」を終えていたのかもしれない。

このように高い評價を得た施策とは、農民金融の實施、文教の改革、保伍隣保制度の立て直し、水利施設の改修などで、この鄧縣での成功が後の「熙寧新法」へとつながっていったことなどは、すでに指摘されているところである。なかでも農業水利には「異常なほどの熱意をもつて當たつた」という指摘もある。南宋『寶慶四明志』卷十二、縣令の記事は、それら諸政策を邑人が便としたことを述べ、「今、縣の經綸閣及び廣利寺崇法寺、皆な祠堂有り」と付け加えている。この王安石を祀る二つの祠堂について、寶慶志より少し前に刊行された『乾道四明圖經』卷二、祠廟十二(祠堂附)に、「皇朝故丞荊國王文公安石祠堂二所、一は縣の經綸閣に在り、一は縣東育王山廣利寺に在り。寺中祠堂記を按ずるに云う、「介甫の鄧(令)と爲るや、農を勸め業に務めしめ、善惡を區別し、習俗丕に變る。鄉民父老之を思い、生祠を立て圖像もて以て鄧人の心に順わんことを願う。蓋し嘉祐六年、郡守錢公輔立て、從事(郎)胡宗愈の文なり。」とある。また經綸閣の祠堂は、『寶慶四明志』卷十二、公宇によれば、もともと役所内の西偏にあつたものを、元祐年間(一〇八六〜一〇九四)に經綸閣に建て直したものとあるので、存命中に設置された、いわゆる生祠であつた。南宋末寶慶二年(一二二六)まで八回の修築がくりかえされており、王安石の評価が著しく低下する南宋期にあつても彼の治績に對する鄧縣官民の強い支持は續いていたことを示す。

三、鄧縣における水利事業

二年餘の知鄧縣時代、王安石がとりわけ熱心に取り組んだとされる水

利事業とは、具體的に何をしたのだろうか。この地方の水利問題について、『開慶四明續志』卷三、水利に「郡計鄞の水利より難きは莫く、尤け鄞より急なるは莫し」とある。彼が何よりも熱心に取り組んだのは、鄞縣の水利問題が當地の行政がなすべき中心的課題であることを認識できていたからである。しかし在任中に彼が着手した水利事業で史料的に確認されているものはそれほど多くなく、東錢湖の浚渫、通山硨（穿山硨）・王公塘の建設、築塘技術の考案（坡陀法）などが挙げられるだけである。順次みていくことにしよう。

（一）東錢湖

現在の東錢湖（寫眞1 東錢湖）の現在の規模は、東西六、五km、南北八、五km、周圍四十五km、面積十九、八九km²、浙江省最大の淡水湖で、集水面積約八十一、四km²である。水位が鄞縣東部平野よりも一、五m高いので、湖水の大部分は中塘

河を通して鄞縣東部平野を重力流下によって灌漑できる。東錢湖の平均水位時の總容量四四二八、九萬m³、他の二つのダムとあわせて二六、九八萬畝の農田を灌漑しているほか、寧波市區に五千餘萬m³の生活用水・工業用水を供給している。

東錢湖の起源は沖積世、最後の海岸線の前進後退の際に形成された自然の湖水で



寫眞1

あるが、鄞縣水田の半ばを灌漑する農業水源として機能し始めたのは、唐天寶三年（七四四）縣令陸南金が行った擴張工事以降のことで、開設時には五百頃、南宋時には約八百頃の農田を灌漑することができた。陸南金の擴張工事は周邊十二萬一千二百一十三畝の農地を廢して湖敷とし周りに堤防八ヶ所、堰四ヶ所を築いて貯水能力を擴大したもので、その際、湖底に没した十二萬餘畝の税は東錢湖の被惠田に毎畝三合七勺六抄が均派された。

東錢湖は開設以來、今日にいたるまで千二百年餘絶えることなく修治が繰り返され、地域の主要水源としての機能を持ち續けてきた稀な事例のひとつである。王安石の東錢湖の修治への關與を示す同時代史料は、淳熙四年（一一七七）、皇子魏王（趙愷）の上奏の中に「慶曆八年（一〇四八）、縣令王安石重ねて湖界を清す。」（『寶慶四明志』卷十二、東錢湖）という記載である。王安石が知縣在任中に、東錢湖の修治にかかわったことは確かであるが、事業の内容を明らかにするには記事が簡單すぎる。唯一の情報は「重清湖界」である。明『嘉靖寧波府志』（嘉靖三十九年（一五六〇）刊）卷五、山川、東錢湖には「天禧中、太守李夷庚又た其の舊の廢址を補し、増築、全固し、經畫するに制を以てす。甚しく早あると雖も而れども凶年の憂無し。慶曆八年、縣令王安石も亦た其の事に勤め、湖界を釐復す。」とある。前知明州の李夷庚の事跡をひきついで湖界を釐復したとある。王安石と交遊のあった曾鞏は「廣德湖記」において、當時鄞縣西部の灌漑水源であった廣德湖で「盜湖爲田」の風潮やまず、擴大する一方であったことを述べ、「宋興り、淳化二年（九九二）、民始めて州縣疆吏と湖を盗んで田と爲し、久しく正す能わず。至道二年（九九六）、知州事邱崇元躬ら之を按治し、而して湖始めて復す。轉運使其の事を言い、詔して民の敢て田る者を禁ず。其の後に至り遂に之を一州勅に著かにす。咸平中、官吏に職田を賜うに、湖の西山足に地百頃を取り之

と爲す。既にして務めて益ます湖を取り以て自ら廣し。天禧二年、知州事李夷庚始めて湖界を正し、隄十有八里を起し以て之を限る」とあるように、「正湖界」とは侵食された湖域を復元する意味で使っている。

『鄞縣水利志』（一九九二）は、東錢湖の歴代修築の事績をまとめた開浚沿革の項目で、王安石の「釐復湖界」を「除葑浚湖」つまり水草の除去や湖底の浚渫ではなく「開拓」に分類し、陸南金の創建、北宋李夷庚の湖塘建設に次いで配し、王安石の貢献は李夷庚と同じく堰塘などを修築することによって湖水域の保全をはかったと解している。また『鄞縣志（下）』は、典拠は不明であるが、梅湖塘西斗門は王安石が建設したものと記している^⑬。いくつかの論文がいうように「重清湖界」「補廢完固」「釐復湖界」は、老朽化し破損した塘堰の修治によって、本来の水位をとりもどし、侵食されて農地となつてしまつた湖水面を復元することと解してよい。これは浚渫や水草の除去は貯水量の増減にかかわる言わば程度の問題とちがつて、施設の存続にかかわる基本的問題である。

また湖内に土地を占據するものにとつては、それが不法なものであれ「資産」の喪失を意味するから、當然抵抗も大きい。「重清湖界」「釐復湖界」はそうした抵抗を排除して始めて可能な事業である。實際、この寧紹地方では、北宋の慶曆（一〇四一〜四八）頃から、灌漑用水源たる陂湖の湖田化が進行して深刻な問題となつていた。鄞縣西部の江北平野の基幹水源であつた廣徳湖は一進一退を繰り返したあと、北宋の政和七年（一一一七）政府の許可をえて一舉に耕地化されている^⑭。『宋史』卷九十七、河渠七、東南諸水下、明州水の乾道五年（一一七〇）の張津の言にも「東錢湖七十二溪を容受し、方圓廣闊八百頃、傍山もて固と爲し、石を疊して塘八十里と爲す。唐天寶三年自り、縣令陸南金之を開廣す。國朝天禧元年、郡守李夷庚之を重修す。中に四插七堰有り、凡そ旱涸に遇えば、插を開き水を放ち、田五十萬畝を溉す。比ごろ豪民湖塘淺岸において漸

知鄞縣時代の王安石の水利事業について

次包占し、種植菱荷を種植するに因り、湖水を障塞す。紹興十八年、曾て檢舉約束し、盡く請佃を罷めると雖も、歳久しく菱根蔓延し、水脈を滲塞し、蓄水を妨げるに致る、兼ねて塘岸間、低塌の處有り若し洶濬修築せざれば、惟に水利を寢失するのみならず、兼ねて恐らくは塘 相繼いで摧毁せん。農隙を候ち趁時開鑿し、土を得るに因り修治葺岸修治せんことを乞う。實に便と爲す。之に従う。」とあり、

東錢湖も天禧年間（一一〇一〜一一一七）には近隣豪民による湖水面の占據が始まつていた。王安石が鄞縣を離れたあと、東錢湖周辺には三所に王安石廟が立てられている。（寫眞2 忠應廟）やはり湖水存続への彼の貢献を顯彰し、兼ねて湖域侵食の動きへの戒としたのであろう^⑮。

（二）通山（穿山硯）

通山硯は鎮海縣東南の瑞岩山にみなもとを發し北行して金塘港にそそぐ蘆江河の川口に設けられた水門で、現在の施設は一九九七年に電動の插板をそなえた斗門に改修されている（寫眞3、現在の穿山硯）。硯は海潮の遡行をさえぎり淡水を貯蓄する機能をもつ。もともとこの地は鄞縣海晏郷に屬し、後に北宋熙寧十年（一一〇七）定海縣の創設にともない、靈巖・太邱二郷とともに同縣に移隸した^⑯。『寶慶四明志』卷十八、定海



寫眞 2



寫眞3

三、河防致、定海縣、穿山磯には、「縣東南九十里にあり。宋慶曆七年、王安石鄞に宰たりし時、巡歴して此に至り、厚く堤塘を築き浦を捺して河と爲す。堤の西の石巖に三竅を鑿ち磯を爲る。濶三丈六尺、高二丈、因名穿山磯、郷之民蒙利多矣、」とあり、假に十一月半ばに工事を始めたとしても、岩山を鑿つて三眼の幅三丈六尺、高さ二丈の水門を建設するととなると、かなりの大工事であり、竣工は翌年のことではないと考えられる。また岩盤を掘削して水門の構造の基礎としたのは、水門が海潮・蘆江水兩方のエネルギーにさらされ、その立地と構造には細心の注意をはらった結果である。^④完成後、磯旁には水司祠と王荊公祠が建てられ長く祀られている。^⑤

縣志第一、斂水、渠堰磯間に「通山磯、縣東南海晏郷一百里にあり。慶曆七年、荊國王公安石鄞縣に宰たりし時、山を鑿ち之を爲る。」^⑥とあり、慶曆七年（一〇四七）王安石の創建にかかる。後で述べるように、彼は慶曆七年（一〇四七）十月十一日に石湫市で水路を視察し「海を望み、而して海濱に斗門を作ること謀す」とあるから、この時、斗門建設はまだ計畫段階であつた。『成化寧波郡誌』（成化四年刊）卷

(三) 王公塘（荊公堤）

沿海地域の開發において、磯の建設と表裏一體をなす施設が海塘である。王公塘は海塘すなわち防潮堤で、寧波市の東南、現在の北崙工業團地がひろがる沿海平野部の開發の出發點となる水利事業である。^⑦北宋時代の東南沿海部は干潟が發達し葦原のなかの水路には自由に海水が出入りしている、といった景觀であつた。王安石が赴任の年、縣内の水利施設を巡歴した際に作つたとされる「石湫の壑に浮び以て海を望む」という詩が伝えられている。この詩は、『臨川文集』などには収録されていないが、いろいろな出版物に引用されている。^⑧後で述べるように、慶曆七年十一月十一日に彼が石湫市を訪れたことは確かな事實であり、傳える状況も大いにあり得る内容であるので、ここに掲げておく。（寫眞4、石湫村を望む）（寫眞5、石湫村の水邊）



寫眞4

蜿蜒水溝穿蘆叢、くねくねとした水路は蘆原をつきぬけ、茫茫海灘涉潮湧。廣大な干潟には海潮が押し寄せる。
天怒水狂生靈憂、天は怒り水は狂い人民の憂いを生じ、囑民浚渠築堤壘。縣民に命じ水路を浚え堤防に土を盛らせる。
王公塘についての同時代の記録は、この詩以外にはない。ずっと下つて『民國鎮海縣志』（民國十二年修）卷五水利に至り、具體的な記述が登



寫眞 5

に「采訪冊」とあるように、縣志編纂に際し采訪員が収集した調査報告に基づいた記述である。采訪員は故老からの聞き取りであるとしており、傳承と云うことになる。『鎮海縣志』（一九九四年）もこの説を採用し、以下のように述べている。

大碶と柴橋間の平野は唐宋時代は東海の干潟であった。北宋の慶曆年間、王安石は山を削って碶をつくり、江南地區の干拓開墾を始めた。その後、また王公塘を築いて、三百餘年後に明、嘉靖年間に宋塘と三千mはなれて平行させ、千丈塘を築いた。干拓區中心の一、三萬畝は泰邱塗田と呼び慣わして、今標高は周圍より一〜二m低い。同時期、北に向かつて金公塘、石高塘などの第二塘がひき續き建設された。また二百年あとの清の雍正年間に永豐塘が建設され

場する。即ち「(王公)塘孔墅嶺下に起まり、西自り東のかた横亘して以て海潮を阻む。故老相傳するに、王荊公鄞に宰たるの時築く所となる。蓋し是の時巖泰海三郷均しく鄞に隸す。其の後石高塘・金公塘・千丈塘の若きは、南由り北のかた均しく其の塘身に倚り起點となす。巖郷二都の塘有るは、此を以て最も先となす。清の康熙年間に至り、邑令王元士、復た之を修葺す(采訪冊)。」とある。記事の末尾

た。この塘は明代の古塘から約2km離れていて、これが第三塘である。この時から、王公塘の外側に広がる滔々たる海は、遂に内陸となった。清末民國初め、永豐塘の外側に次々と久豐塘・永稔塘・穗豐塘などの第四塘が建設された。新中國の成立後、古塘の外に續々と五豐塘などが建設された。一九七〇年代後期、「農業は大寨に學べ」の呼びかけの下に、大規模に塘を築いて圍墾した。西の山算から、東の三山、礁碶に伸び、鎮東は大灣山の統一塘體まで、北は擴延して第五塘まで伸びた。今、金塘港の最前線海塘から宋代の海塘まで約五、五kmはなれている。堤防は孔墅嶺から河頭焦をくだり、大碶・石湫をへて東に折れ、陳華・霞浦へて穿山にいたる長さ十五kmの海塘で・・・ひきつづき外側に海塘が建設されたので、王公塘は官塘大道となった。

つまり北宋時代の海岸線は現在の海岸線から五、五km内陸側にあり。その具體的位置は、西の起點・孔墅嶺から河頭焦村、石湫村をへて霞浦鎮をすぎ、東の終點・穿山海塘にいたる全長十五kmと述べている。王安石がこの事業に何らかのかたちで関わっていたことは確かだろう。しかし、そうであるならば後世の地方志は北崙の沿海地域開發の始まりをあげるこの重要な事業を記録しなかつたのか疑問として残る。結論から言えば、おそらく王安石は創設者ではなく補修工事をおこなったということであろう。ならば誰がこの海塘を建設したのか。すでに彼の赴任前から自然の潮汐の堆積作用と住民の建設にかかる防潮堤が散在し、王安石はその堤防の補強工事をおこなったと解するのが自然である。先引の詩にも「縣民に命じ水路を浚え堤防に土を盛らせる」とあって、堤防を創設したとは言っていない。そもそも十五kmもの防潮堤をゼロから農閑期の農民の動員で建設することは不可能に近い。次節で述べるように、

明坡陀塘圖

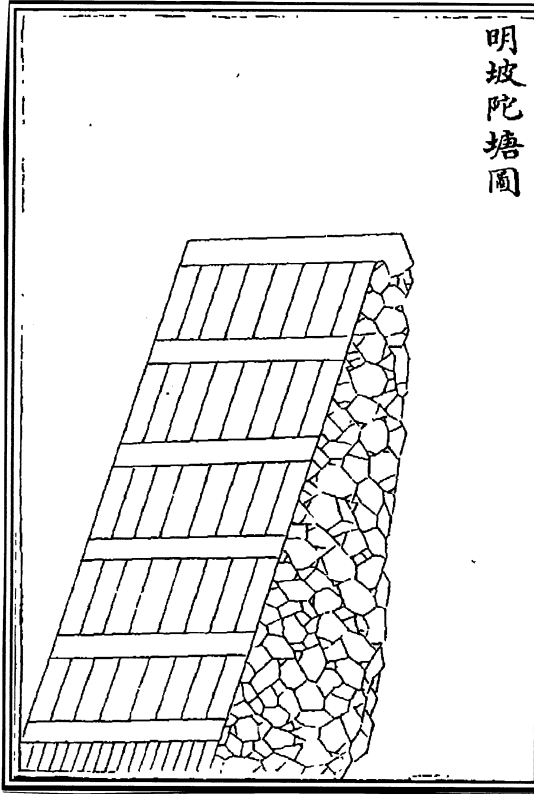
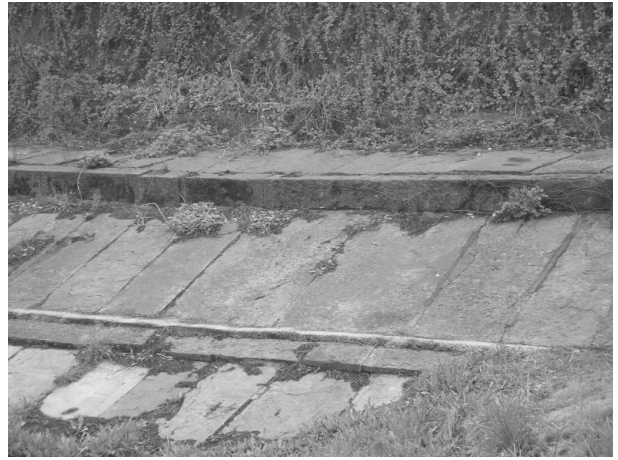


圖1



寫真6

王安石は在任中、農民を動員して縣下一齊に水利施設の改修工事を實施したが、どの水路を何人の農民を動員して、どのような工事をおこなったかなどについては、地方志はまったく記録していない。

王公塘に關連して、王安石が在任中に考案した海塘の石積み法が後年浙江各地で採用されて普及したという^⑧。その技術は、坡陀法といい、清、翟均廉『海塘錄』卷一に「明成化十三年、副使楊瑄海鹽縣石塘を修築するに、意を以て改めて坡陀形と爲す。因りて坡陀塘と名づく。是より先、塘石皆な疊砌の勢陡子にして、瑄以て潮激の怒りを生じ潰え易しと爲し。乃ち宋王安石鄞に居り定海塘を修築したる式に仿う。砌法斜坡の如くし、用て潮勢を殺す。石底の外俱に木椿を用い以て其の基を固む。初め下石塊一横石を用い枕と爲す。循次砌し、裏は小石を用い心を填め、外は厚土を用い堅築す。今鄞縣の砌法考うべからず。瑄の坡陀塘は具に海鹽圖經に載す」とある。この石組みの特徴は條石を縦横交互につき、法面を直立させずに緩やかな傾斜にして潮勢を殺すところに、この工法採用の理由がある。「明坡陀塘圖」(圖一)と、現在鎮海縣の後海塘基部の寫真(寫真6 鎮海後海塘基部)を比べると同じ工法を用いていることは明らかである。後海塘の石塘化は南宋淳熙十六年(一一八九)縣令唐叔翰にはじまり、それ以前の石塘化工事について記録に残っておらず、後海塘への直接の關與はないとしても、かつてこの地で王安石が使用した技術が傳承され、後海塘の築塘技術として採用されることは十分ありうる。

四、縣内一齊改修工事の視察

(一)「鄞縣經遊記」

寧波の水利史研究では主に地方志史料を使って地域開發史の一こまとして王安石の水利事業を論じる。それに對し王安石の傳記的研究では、

地方志史料よりも「鄞縣經遊記」と「上杜學士言開河書」の文章に注目し、農政とくに水利行政への熱心な取り組みが論じられることが多い。彼は赴任した年の慶曆七年（一〇四七）十一月に縣内視察旅行を行っている。この時の日程を記録したものが「鄞縣經遊記」（『臨川先生文集』卷第八十三、記）で、視察日記と言うよりもむしろメモに近いものである。

丁丑（七日） 余縣自ら出で、民に屬し渠川をして浚わしむ。萬靈郷の左界に至り、慈福院に宿す。

戊寅（八日） 雞山に升り、硤工注の石を鑿つを觀る。遂に育王山に入り、廣利寺に宿す。雨ふり東するをえず。

辛巳（十一日） 靈巖に下りて、石湫の壑に浮かび以て海を望み、而して海濱に斗門を作ること謀す。靈巖の旌教院に宿す。

癸未（十三日） 蘆江に至り、決渠の口に臨み、轉じて以て瑞巖の開善院に入り、遂に宿す。

甲申（十四日） 天童山に遊し、景德寺に宿す。

（十五日） 質明、其の長老瑞新と石に上り、玲瓏巖を望み、猿の吟くを須ち、之を久うす。而して還りて寺の西堂に食し、遂に行きて東吳に至る。舟を具して以て西す。

（十六日） 質明、舟堰下に泊す。大梅山保福寺莊に食す。五峰を過ぎ、行くこと十里許り、復た舟を具して以て西し、小溪に至り夜中に以ぶ。

（十七日） 質明、新渠及び洪水灣を觀し還り、普寧院に食す。日下辰、林村に如る。夜未だ中ならず、資壽院に至る。

（十八日） 質明、桃源・清道二郷（寫眞7、洪水灣付近）の民を戒しめるに其の事を以てす。凡そ東西十有四郷、郷の民畢く已に事を受け、而して余遂に歸る。

知鄞縣時代の王安石の水利事業について



寫眞7

十一日間の旅程のうち、阿育王寺、天童寺、大梅山など名刹古刹の參拜、僧侶との交遊を除けば、この旅が縣内の水利施設の視察を目的としていることは明らかである。例えば、十七日に視察した洪水灣は它山堰の東一キロの地にある、它山堰水系の重要な付屬施設の一つである。它山堰の建設とその水系整備は、寧波地區開發の基礎となった重

要な水利施設である。もともと樟溪は它山堰で堰き止められ七分を南塘河（運河）に三分を鄞江（它山堰より下流は奉化江）に流す。南塘河は鄞江と平行して東行し、途中鄞縣西部の約二十萬畝の農地を潤しながら延々鄞縣城内まで導かれ日湖月湖にそそぎ、市民の上水源となった。通常、樟溪水の七割が南塘河に注ぐが、大雨など何らかの理由で南塘河の水量が増加した場合は、下流の何箇所かの同様の施設で、増水した部分を鄞江に戻すことになっている。その最初の施設が洪水灣である。同時にまた鄞江を遡行する江湖が溢れた場合、一部の江湖が洪水灣に逆流し南塘河に入る。洪水灣は二つの水路のエネルギーが衝突するという構造上の弱點をもった場所であり、洪水灣塘は兩水路を阻隔する重要な施設となる。塘が機能しなくなると南塘河に分派された七分の水は、また鄞江に流失し灌漑用水、都市上水がたちどころに不足

をきたす。治水灌漑の要衝であり、視察の対象として適切な選擇である。⁵⁾水利關係の行動を時系列で並べると、以下のようになる。

七日、城外で郷民の水路の浚渫を視察し、萬靈郷にいたる。

八日、鷄山にのぼり硯職人の石の切り出し作業を見る。阿育王寺にいたる。

十一日、靈巖(郷)を下りて、石湫(市)の水路より海を望見し、海濱部に斗門を建設せんと計畫する。

十三日、蘆江と内水路との合流點にいたる。

十六日、小溪鎮(現在の鄞江鎮、它山堰の所在地)にいたる。

十七日、新渠と洪水灣を參觀し、桃源郷林村の資壽院(寧波市の西南十一kmの古林鎮あたり)にいたる。

十八日、桃源清道兩郷の民に水利事業の重要性を訓戒し、縣下十四郷において浚渫作業の終了を確認し歸路につく。

このなかで、初日七日に水路の浚渫工事を視察していることと、最終日十八日に桃源郷清道郷の郷民に訓示したあと、縣下十四郷の水利工事の完了を確認し歸路についたという記述に注目すれば、この間十日餘にわたり鄞縣では縣内一齊に水利施設の改修工事が行われていたことがわかる。したがってこの旅行が王安石の都合で組まれた日程ではなく、水利施設の修治工事の日程にあわせて行われた、工事の督勵と視察を兼ねた旅行であったことがわかる。一般に、地方官衙が農民を動員して治水灌漑などの公共工事をおこなう場合、その時期・期間は農閑期の半月と定められており、この事例も十一月七日に始まり十八日に終了しており規定に則して行われている。この時の縣内一齊の改修工事が農民の積極的参加によって成功裏に終わったことは、次の年の慶曆八年に王安石が兩浙轉運使の杜杞に出した書簡によってわかる。⁶⁾

(二)「上杜學士言開河書」

兩浙轉運使杜杞に宛てた手紙とは「杜學士に上つり開河を言うの書」(『臨川文集』卷七十五、書)である。

十月十日、謹んで再拜し書を運使(杜)學士閣下に奉る。某愚事物の變に更めず、節下に備官し、身を以て左右に察し、事の施設すべきを得、敢えて因循苟簡して、以て大君子推引の意に孤かざるも、亦た其の職の宜きところなり。鄞の地邑、江海を跨負し、水去る所有り、故に人に水の憂無し。而して深山長谷の水、四面より出で、溝渠澮川、十百相い通ず。長老言う、錢氏の時營田吏卒を置き、歲どし之を浚治し、人早の憂無く、恃んで以て豐足す。營田の廢して、六七十年、吏は因循し、民力自ら并せる能わず。向の渠川、稍稍や淺塞し、山谷の水、轉た以て海に入り、而れども溜する所無し。幸じて雨澤時に至るも、田猶お水に足らず、方夏歷旬雨ふらざれば、則ち衆川の涸るること、立ちどころにして須つべし。故に今の邑民最も獨だ旱を畏れ、而して早輒ち連年たり。是れ皆な人力至らず、而して歲の咎に非るなり。某此に縣爲りて、幸い歲り大いに穰る。以爲く、宜しく人の餘有るに乗じ、其の暇時に及び大いに川渠を浚治すべく、溜むる所有らしむれば、以て水足らざるの患無かるべし、と。而して老壯稚少と無く、亦た皆な早の數たびなるに懲り、而して今の餘力有るを幸いとして、之を聞き翁然として皆な勸めて之に趨り、敢へて力を愛むもの無し。夫れ小人は與に成るを樂しむべきも、與に始むるを慮ること難し。誠し大利有れば、猶お將に之を強いるがごとく、況んや其の願欲する所においておや。竊に以爲らく、此れ亦た執事の聞くを欲する所ならんと。伏して惟るに執事、聰明辨智にして、天下の事、悉く已に講じて之を明かにし、又た利を導

き害を去り、汲汲として足らざるが若し。夫れ此れ最も民を長ずるの吏當に意を致すべき者なり。故に輒ち具して以て州に聞し、州は既に具して以て執事に聞す。其の事を厝すの詳を顧みるに、尚お徹かなるを得ず、輒ちに復た條件もて以聞す。唯だ執事聰明に留めること少なく、未だ安んぜざる所有るも、教して誅すること勿くんば、幸甚なり。

この手紙の要點は、本來農民は事業が完成した後、利益を享受することとは樂しむが、前もって自ら勞役につくことを嫌がるものである。爲政者たるものはその事業が人民に大きな利益をもたらす確信があれば、たとえ多少の反對は有つても實行すべきであること、郷村の有力者に聞けば、近年の水旱の發生は五代以來施設の改修工事を怠つてきた人災であること、今までの縣官の誰も着手できなかったこと自分がやり遂げたこと、工事に當たつて老壯稚少となく農民は皆な進んで参加したのであり、決して無理強ひしたわけではないこと、などである。さらに常に人民への配慮を重んじられる轉運使閣下は、私が人民に苦役を強いていないかをご心配のことと思ひ、ご報告いたしますとも書いています。まことにうまい言い回しである。この書簡の意圖するところは、改修事業が郷村に大きな利益をもたらすものであり、農民は進んで就役したこと、改修工事が成功裏に終わったことを轉運使に知ってもらいたかつたのである。この書簡は責任者である王安石が改修事業の終了後、「鄞縣經遊記」の翌年、慶曆八年の十月十日付けで、州に提出した経過報告書が轉運使院に回付される時間を見計らつて杜杞宛てに出されたものと考えられる。それではこの書簡は、杜杞に何を期待するものだったのか。赴任地で周圍に理解されずに孤立感をかこつていた王安石が、前任地揚州以來の舊知の上司である杜杞へ、個人的な心情を吐露した書簡なのだろうか。ど

うもそのような情緒的な文書ではないように思われる。しかし、先に見たように彼は東錢湖の「清湖界」、穿山磯の建設、王公塘の建設などの事業を行ったにもかかわらず、そのことに全く言及していないのは不可解である。特に穿山磯は新たな建設であり、勞績として評價の対象ではなかつたのか。その理由は簡單である。前年に上級官衙に提出した事業計畫書に書かれていなかったからである。

一般に州縣官が水利工事を行う場合、豫め上級官廳に計畫書を提出し、計畫の妥當性が檢證されてはじめて實施が許可され、任期中の職務上の業績として考課の對象となつた。計畫書の提出なき工事は勞績に數えることも、監司の公據の發給もなかつた。轉運使・提刑使・常平使ら監司はそうした審査の責任者であつた。州縣官が離任の際、水利だけでなく勤務内容を査定し優劣著しいものを考課院に申奏するのも監司の職務であつた。例えば『宋會要輯稿』食貨一—二十五（農田雜錄）慶曆四年（一〇四四）正月二十八日の詔には、「自今、官に在りて能く水利を興し、農桑を課し、田疇を闢き、戸口を増すもの有り。凡て農を利する有らば、當に議して功績の大小を量り、優劣に比附し、改轉或いは循資、家便を與え、等第酬獎すべし。即ち須らく法を設け、却つて致して民を擾すを得ざるべし。其の陂池の修せず、桑棗の植えず、戸口の流亡する處有らば、亦た當に檢察し別に降黜を行うべし。仍りて轉運使・提點刑獄に令して常に糾舉せしむれば、自ずから曠慢すること無し。…」とあり、州縣官の特別表彰や日常の考課において監司のはたす役割は極めて大きかつた。昇任・降黜は官僚の最大關心事であるが、王安石には人一倍關心を持たざるをえない家庭の事情があつた。江南の家便官を強く希望する王安石には監司の好意的評價がぜひとも必要であつた。もし工事を實施するに當たり農民を過酷に役使し疲弊させたと判斷されれば、逆に降格の可能性もあり得る。文中に農民が進んで應役したこと強調している

のも、その點への配慮と考えられる。この書簡が先に提出した公式の報告書で言い盡くせなかつたことを補うものとして、おそらく公文書ではあるまい。かといって信賴する上司にだけは自分の眞情を知つていて欲しいといった純粹の私信でもないだろう。少なくとも彼自信の勤務評價への配慮、好印象を期待して書かれた書簡であることは間違いないだろう。『唐宋八大家文鈔』卷八十四「上杜學士言開河書」につけられた評語は「行文婉にして曲さ、利害の處を論ずるに簡にして悉くせり」とある。婉曲で簡潔でありながら言いたいことは十分盡くしているという意味である。赴任二年目つまり、この書簡とほぼ同時期の作とされる「鄆縣西亭」と題した詩ある。

收功無路去無田 功をあげようにもみちがなく辭職するにも田はた
持たぬ。

竊食窮城度兩年 仕事もせずに俸給もらいながらまずしいなか町
で二年たつた。

更作世間兒女態 その上世にありふれたおんなこどものまねまでし
て、

亂栽花竹養風煙 やたら花や竹をうえて風やかすみの世話をしてい
る。

この詩を見れば、杜杞に書を送つた頃、彼が官僚として功績を擧げた
という強い欲求をもちながら、なかなか思い通りいかないことに焦り
を感じながら日を送つていたことがわかる。もちろん彼のその後の昇進
は科擧の上位合格者として順調にエリートコースを歩んでいくのだが、
この時點ではまだ官僚として歩み始めたばかりで、鄆縣で實施した政策
が縣民に歓迎されたという自信はあるものの、それが評價につながるの
か不安を抱いていたのであろう。先引の慶曆四年正月二十八日の詔は、

つづけて「水利を興すとは、陂塘圩田の類及び逐處の堤堰河渠の水旱に
備うべき者、或は能く創置開決するもの、或は久來廢壞湮塞せるを復た
能く興修したるもの、或は前人の己に功を興し未だ成らざるものを、後
來接續して了畢せる者を謂い、逐處に仰せて功績の大小、利する所の廣
狹を勘會して聞奏せよ」とあり、考課の對象となる水利の興修の範圍を
定めている。施設の創設や荒廢した設備の復興のような事業、その効果
が具體的な數字で表現しやすい事業が評價の對象とされている。反對に
機能の低下した水路を興修して水旱に供えらるゝといった事業はなかなか評
價されにくいことを示している。「上杜學士言開河書」に書かれた内容
は後者の事例にあたる。實際「鄆縣經遊記」に記録された縣内一齊の水
利施設の改修工事について、地方志ほどの水路をどこの郷の農民が何日
がかりで浚渫したかなど一切記録していない。こうした仕事を考課に勘
案してもらうには轉運使の強い後押しが不可缺であり、杜杞宛ての書簡
はそのような狀況を考慮して作成された文章とみてよい。

五、おわりに

以上述べ来たつたところをまとめ、若干の補足をもつてむすびに代え
る。王安石は鄆縣知事であつた二年餘の間にかずかずの施策を展開し、
それらは官民の支持を得ることができた。なかでも水利事業は彼が熱心
に取り組んだことで知られている。具體的事例としては東錢湖の湖域の
回復、穿山硯の建設や王公塘の建設などが確認できる。しかし彼の水利
事業に關する記録は、同じく當該地域の水利事業に關與した有名無名の
人物にくらべると、王安石の關與の事實を述べているだけで、その情報
量はきわめて少ない。王公塘にいたつては鎮海縣の東南平野開發の始ま
りをつげる重要な事業であつたにもかかわらず、それを記す同時代史料

はなく、今日に傳えるのは傳承と傳承を記録した後世の地方志だけである。こうした文獻史料の乏しきは南宋以降の王安石に對する歴史的評價が關係しているだろうが、彼が進めた水利事業の形態も影響しているだろう。彼は新たな施設の建設や大規模な改修工事ではなく、既存の水利施設とくに淤塞した水路や破損した堤防の改修に力点を置いた。少なくとも着任早々の慶曆七年の水利事業では、王安石はこうした工事こそ鄞縣の水旱對策として最も効果的なやり方であると考えた。しかもそれは鄞縣では宋朝になつて官民だれもが手をこまねいて實行できなかったことであり、轉運使にはこの點を在任中の勞績として評價してほしかった。「上杜學士言開河書」はそのことの理解を求めていた。

注

- ① 代表的な業績として、佐伯富『王安石』（中公文庫、一九九〇）、小野寺郁夫『王安石』（人物往來社、一九六七）、東一夫『王安石新法の研究』（風間書房、一九七〇）、鄧廣銘『王安石—中國十一世紀時的改革家』（人民出版社、一九七五年）をあげておく。石田肇『知鄞縣時代の王安石』（野口鐵郎編『中國史における中央政治と地方社會』昭和六〇年度科學研究費補助金總合研究（A）研究成果報告書、一九八六）は、行政官としての活動、地方名士との交友、著作を總的に論じた唯一の專論で、史料的にもほぼ網羅されている。
- ② 宋代明州地域の水利開發については、斯波義信「宋代明州の都市化と地域開發」（『待兼山論叢』三、一九六九）、「宋代江南經濟史の研究」（東京大學東洋文化研究所、一九八八に収録）、長瀬守「宋代江南における水利開發——とくに鄞縣とその周辺を中心として——」（『青山博士古稀記念宋代史論叢』省心書房、一九七四。後に『宋元水利史研究』（國書刊行會、一九八三）に収録。三四八頁）、陸敏珍「8〜13世紀寧波地區水利建設與區域社會體系構造」（包偉民編『浙江區域史研究』杭州出版社、二〇〇三。第2章、五三〜一三二頁）などの成果を参照にさせていただいた。
- ③ 王安石『臨川先生文集』卷七十四、上相府書（上略）某少失先人、今

大母春秋高、宜就養於家之日久矣、徒以内外數十口、無田園以託一日之命、而取食不腆之祿、以至於今不能也（以下略）。『四明談助』卷一一、三〇五頁。州通判陳忠肅公（瑾）、字瑩中、號了翁、南劍州人、徽宗大觀中（一一〇七〜一一一〇）以越州簽判攝倅明州、明州職田之入厚、公不取、悉籍于官以歸、『明州尊堯集』（雍正寧波府志）とあり、明州の職田収入は他の府州にくらべて潤澤であったようである。鄞縣の職田収入も多かった可能性がある。彼にとつて江南の地方官であればどこでもよかつたわけではなく、「上執政書」に「求める所の郡十を以て數う」とあるように、希望地をそうした州縣の中から指定していたと考えられる。

- ④ 王安石『臨川先生文集』卷第七十四、上執政書。鄧廣銘前掲書一六〜二二頁。
- ⑤ 佐伯富前掲書六二頁。
- ⑥ 東一夫前掲書九三二頁。
- ⑦ 『寶慶四明志』卷十二、縣令、王安石（慶曆七年、在任好讀書爲文章二日一治縣事、起堤堰決陂塘爲水陸之利、貸穀于民、立息以償、俾新陳相易。興學校、嚴保伍。邑人便之。熙寧初、爲執政所行之法率本于此。而不知非其人不能行、易其地執其法亦不可行也。今縣之經綸閣及廣利寺崇法寺皆有祠堂）。
- ⑧ 『寶慶四明志』卷十二、公宇、經綸閣「舊在聽事之西偏、元祐中、宰邑者以前宰王安石登相位而建立祠於閣之下、建炎四年、燬於兵、紹興二十五年、令王燁重建、左朝散郎主管臺州崇道觀維揚、徐度記、乾道四年、令楊布移王荊公祠於閣之上、後與閣俱廢、淳熙四年、令姚祐徙建於宅堂之北、紹熙五年、令吳泰初重建、嘉定十七年、令張公弼又重建、荊公祠移於閣北之西偏、閣之舊扁不存、寶慶二年、令薛師武立」。
- ⑨ 『鄞縣志（下）』（浙江省鄞縣地方志編委會編、中華書局、一九九六）第二四編水利、第二章鄞東南灌區、第一節東錢湖、一二七一頁。
- ⑩ 『乾道四明志』卷二、水（江湖河潭附）「東錢湖、在縣東三十里。週迴八十里、溉田八百頃。夏侯曾先『地志』云、其湖承錢球水、故號錢湖。唐天寶三（七四四）年、縣令陸南金開廣之」。
- 『新唐書』卷四十一、明州「東二十五里有西湖、溉田五百頃、天寶二年、令陸南金開廣之」は天寶二年と記す。

『光緒鄞縣志』（光緒三年（一八七七）刊）卷七、水利下、東錢湖「李嗽修東錢湖議、鄞治東三十餘里有湖曰東錢湖、曾南豐云、鄞邑東鄉、錢湖溉之、又名西湖、亦名萬金湖、言利溥也、陸士龍答車茂安書言、鄞治東臨大海、西有大湖、蓋因鄞縣未徙時、湖在鄞城之西、可知晉時已有湖矣、唐天寶三年、鄞縣令陸南金開廣之、廢田一十二萬一千二百一十三畝、即將其賦派入沾利之田、每畝加米三合七勺六抄、於是以為周圍八十里之東湖、築八塘、曰大堰塘、方家湖塘、平水堰塘、錢堰塘、木槓堰塘、梅湖堰塘、梅湖塘、栗木塘、築四堰、曰大堰、木槓堰、錢堰、梅湖堰、以受七十二溪之流、蓄水三河有半、灌溉鄞奉鎮三縣、老界、陽堂、翔鳳、手界、豐樂、鄞東、崇邱七鄉之田五十餘萬頃」。

- ⑪ 曾鞏『元豐類藁』卷十九、記、廣德湖記「鄞縣張侯圖其縣之廣德湖、而以書并古刻石之文遺予曰、願有紀。蓋湖之大五十里、而在鄞之西十二里、其源出於四明山、而引其北為漕渠、泄其東北入江。九鄞之鄉十有四、其東七鄉之田、錢湖溉之。其西七鄉之田、水注之者、則此湖也。舟之通越者、皆繇此湖。而湖之產、有鳧、雁、魚、鱉、菱、蒲、葭、菘、葵、蓴、蓮、茨之饒。其舊名曰鷺脰湖、而今名大曆八年令儲僊舟之所更也。貞元元年、刺史任侗又治而大之。大中元年民或上書請廢湖為田、任事者左右之、為出御史李後素驗視、後素不為、撓民以得罪、而湖卒不廢。刺史李敬方與後素皆賦詩刻石、以見其事、其說以謂當是時、湖成三百年矣、則湖之興其在梁齊之際歟。宋興、淳化二年、民始與州縣疆吏盜湖為田、久不能正。至道二年、知州事邱崇元躬按治（視）之、而湖始復。轉運使言其事、詔禁民敢田者、至其後遂著之於一州勅。咸平中、賜官吏職田、取湖之西山足之地百頃為之、既而務益取湖以自廣。天禧二年、知州事李夷庚始正湖界、起隄十有八里以限之」。

- ⑫ 繆復元等『鄞縣水利志』（河海大學出版社、一九九二）二二六～二二七頁。
- ⑬ 浙江省鄞縣地方志編委會編『鄞縣志（下）』（中華書局、一九九六）第二四編水利、第二章鄞東南灌區、第一節東錢湖、主要斗門表、一二七六頁。

- ⑭ 『宋史』卷九十七 志第五十、河渠七、東南諸水下、明州水「紹興五年、明州守臣李光奏「明、越陂湖、專溉農田。自慶曆中（一〇四一～四八）、

始有盜湖為田者、三司使切責漕臣、嚴立法禁。宣和以來、王仲疑守越、樓昇守明、創為應奉、始廢湖為田、自是歲有水旱之患。乞行廢罷、盡復為湖。如江東、西之圩田、蘇、秀之圍田、皆當講究興復。」詔逐路轉運司相度聞奏」。

- 『宋會要輯稿』食貨七一一五、水上、（食貨六一九四、水利雜錄）「皇祐元年（一〇四九）正月二十五日、兩浙轉運司言、知越州餘姚縣、謝景初（一〇二〇～八四）、當縣陂湖三十一所、竝係眾戶植利蔭田、內二十一所見于圖經、其間有被形勢豪強人戶請射作田納租課、後來遂廢水利去處。雖累有詔勅及赦令、山澤陂湖不得占固、即無明言不得請射營種、及無簿籍拘管、所以官司因循請託、或致受納賂遺、令形勢豪強人戶請射作田、以起納租稅為名、收作己業。民田蔭溉之利、其弊不細。請下本屬明置簿籍拘管、永為眾戶蔭溉之利。今後更不得以起納租稅為名、輒行請射、如違、其所請人及所給官司、重行朝典。本司、欲依謝景初所請、明置簿籍、拘管陂湖、永充眾戶貯水蔭田、更不許以起納租稅為名請射、仍令知縣常行檢察、如違、具所請頭主、及給付官司、各乞嚴行勘斷、奏聞、事下三司、三司相度、乞今後江淮兩浙荊湖路州軍、如有陂湖明置簿籍拘管、永為眾戶貯水蔭田、更不許人戶以起納租稅為名、輒行請射、仍令知縣常行檢察、如違、其所請人、及所給付官司、各重實於法、從之」。

- ⑮ 『乾隆鄞縣志』（乾隆五三年刊）卷七、壇廟「王荊公祠、在阿育王山廣利寺內、宋嘉祐六年、郡守錢公輔建（聞志）」。
- 「靈佑廟、在縣東五十五里、祀宋邑令王安石、近有忠應廟、其分祠也（採訪冊）」。

『東錢湖志』（民國四年刊）卷四、名勝、祠廟、「靈佑廟、綠野畝之西（採訪）、祀宋邑令王安石（錢志）」、「忠應廟、下水（採訪）、分祀王安石（錢志）」、「王文公祠、舊稱福應廟、在菊島之內、祀宋慶曆年間荊公王安石為鄞令、修錢湖有功、民德之、立祠祀焉（新增）、元袁桷詠、王文公祠詩、半山執政偏惠獨施鄞土斗門東谷間利澤霑尤普漠漠茂草區誰還問祠宇」。

- 浙江省鄞縣地方志編委會編『鄞縣志（下）』（中華書局、一九九六）第三五編宗教崇拜、第一章宗教、第九一〇節（一九〇六～〇九頁）「王荊公廟、寶幢玉機山麓、祀王荊公安石、屬唐家灣村、宋嘉祐六年（一〇

六二)、郡守錢公輔立、光緒志作廢、民國十四年冬僧玉機苾芻、晦谷源籠重建。俗稱聚勝廟、已折。「靈佑廟、下綠野畝、祀宋王荊公安石、農曆正月十二日、神誕、演戲敬神。廟前有兩棵銀杏樹形同旗杆、村辦企業廠房」「忠應廟、下水村、分祀宋王荊公安石、屬下水村、清嘉慶間(一七九六〜一八二〇)建。舊曆正月十二日爲神壽誕、演戲敬神、一九八六年七月列爲縣文保單位、耗費一萬元、其中群聚集資五萬元、修葺一新、內設王安石紀念館」。

①⑥ 『寶慶四明志』卷十八、定海縣志、第一敘縣、革論「皇朝熙寧十年、割鄞縣之海晏・靈巖・太丘三鄉、隸本縣」。

①⑦ 『寶慶四明志』卷十八、定海縣志第一敘水、渠堰硨閘「通山硨、縣東南海晏鄉一百里、慶曆七年、荊國王公安石宰鄞縣時、鑿山爲之」。

①⑧ 鎮海縣志編纂委員會編『鎮海縣志』(中國大百科全書出版社、一九九四)四四六頁。

①⑨ 『民國鎮海縣志』(民國十二年修)卷十四、壇廟下「水司祠、三都一圖、在穿山硨旁、相傳宋王荊公建硨時、二神司硨事、歿於其地、里人祀之」、「王荊公祠、二都一圖、穿山硨旁、宋慶曆七年、王安石爲鄞宰、巡視穿山、築長堤百餘丈、以捍海潮之入、建石硨、浚河渠、以限河水之出、堤高三丈、廣六尺、硨分三洞、以時啓閉、祠在堤左、歲久傾頽、僅存遺址」。

②⑩ 王公塘の寧波平野開發史における意義について、斯波義信「宋代明州の都市化と地域開發」(『待兼山論叢』三、一九六九)後に同『宋代明州經濟史の研究』(東京大學東洋文化研究所、一九八八に収録)において指摘されている。

②⑪ 楊古城・曹厚德『四明尋踪』(寧波出版社、二〇〇二)二二頁。寧波市北崙區人民政府の「北崙之窗」というWebサイトにも掲載されている。

②⑫ 『民國鎮海縣志』(民國十二年修)卷四十五、修志經過之事實に「修志採訪條例」があり、その第七條に「澇河渠建橋亭及築塘修硨有益於地方者」の項があり、これに當たる。

②⑬ 鎮海縣志編纂委員會編『鎮海縣志』(中國百科全書出版社、一九九四)四七七頁。

②⑭ 鎮海縣志編纂委員會編『鎮海縣志』(中國百科全書出版社、一九九四)江南海塘、四四六頁。

②⑮ 楊古城・曹厚德「石湫に王安石の足跡を尋ねる」(『四明尋踪』寧波出版社、二〇〇二)も同じ説である。

②⑯ 松田吉郎「明清時代浙江鄞縣の水利事業」『佐藤博士還曆記念中國水利史論集』(國書刊行會、一九八二)。

②⑰ 『寶慶四明志』卷十八、定海縣志一、水。本田「宋・元時代浙東の海塘について」(『中國水利史研究』九號、一九七九)。

②⑱ 注①、佐伯富・小野寺郁夫・東一夫・鄧廣銘前掲書。

②⑲ 萬靈郷之左界は『延祐四明志』卷十九、集古攷に収録された「鄞縣經游記には萬齡郷之老界」とあり、萬齡老界郷を指すものと考えられる。『乾道四明志』卷二鄞縣、郷「萬齡老界郷、在縣東五里、管里一村二……萬齡手界郷、在縣東南二十里、管里一村二……」。

③⑰ 慈福院は縣東三十里にあつた禪寺である。『寶慶四明志』卷十三、鄞縣志二、寺院、禪院「慈福院縣東三十里、舊號盛店保安院、周顯德二年建、皇朝治平元年賜今額、常住田一百一十畝……」。

③⑱ 雞山という山は現在北崙の千畝壘ダムの北西に存するが、行程の順路からはやや無理があり、別な山の可能性がある。寧波市測繪設計研究院他編『寧波市映像地圖集』(寧波市測繪設計研究院、二〇〇四)二四四頁。

③⑲ 硨は寧波地方の方言で開閉可能な小型の水門を指す。硨の多くはかなり内陸部まで遡行する海潮を止め、淡水貯蓄の機能を有する。『光緒鄞縣志』(光緒三年刊)卷七水利下、「堰埧硨(案曰、長者爲塘、短者爲堰。所以截流禦園也。然堰亦有百餘丈者。前志久以堰名、則爲堰。今則仍舊也。其車拔行舟者、內渠與外港相隣也。埧亦以之車拔也。硨者閉以蓄淡……)」。

③⑳ 育王山は寧波市から南へ二十kmの地にある。『寶慶四明志』卷十二、鄞縣志卷一、敘山、「阿育王山、在 山之東、高數百仞、阿育王見靈、建寺其下、因以名山……」。

③㉑ 廣利寺は太白山のふもとにある古刹、道元が學んだ寺院として有名である。『寶慶四明志』卷十三、寺院禪院二十二。

③㉒ 「阿育王山廣利寺、縣東三十里、晉義熙元年建、梁武帝賜阿育王額……」。

③㉓ 『寶慶四明志』卷十九、定海縣志、第二敘賦、郷「靈巖郷、縣南、管里一村三、金泉里、櫻豆村・河頭村・嘉溪村」。

③㉔ 石湫は當時鄞縣太邱郷石湫里といい、石湫市ともいった。『寶慶四明志』

卷十九、定海縣志第二、敍賦「郷村、太丘郷縣東南、管里二村四、富都里、石湫里、富都村、栗湖村、亭子堰村、小樹村」。「鎮市、石湫市縣東南三十里」。

③⑦ 旌教院『寶慶四明志』卷十九、定海縣志第二、寺院禪院七「靈巖山教旌院、縣南四十里、唐廣明年中、置、皇朝大中祥符元年、賜今額、常住田九百二十一畝、山二千八百九十六畝」。

③⑧ 蘆江河村もあつたが、ここでは河名をとる。蘆江河の川口に穿山礮が建設された。『寶慶四明志』卷十九、定海縣志第二、郷村「海晏郷、縣東南、管里一村九、太寧里、小門村、紫石村・太平村・太明村・馬婆村・蘆江河村・大涂村・小涂村・大樹村」、『嘉靖定海縣志』（嘉靖四十二年刊）卷五、山川、河渠「蘆江河、長二十五里、自瑞岩發源、向東北、而洩穿山礮口」。

③⑨ 瑞巖は柴橋鎮西南五km、瑞巖山。瑞巖寺（開善寺）は阿育王寺、天童寺などと並び浙東に大利であつた。楊古城・曹厚德『四明尋踪』（寧波出版社、二〇〇二）七六頁参照。『寶慶四明志』卷十八、定海縣志第一、敍山、「瑞巖山、縣東南九十里、山有十二峰、皇朝大中祥符五年、有芝草生于青松峰之下……」。

④⑩ 開善院、『寶慶四明志』卷十九、定海縣志第二、寺院禪院七、「開善院、縣東南九十里、唐景福二年置、名瑞巖、皇朝治平二年、改今額、常住田一千九百六十畝、山八千二百七十八畝」。

④⑪ 天童山『寶慶四明志』卷十二、鄞縣志卷一、敍山「天童山縣東六十里……」

④⑫ 景德寺『寶慶四明志』卷十三、鄞縣志卷二、寺院禪院二十二「天童山景德寺、縣東六十里、晉永康中、僧義興誅茅 屋山間……」。

④⑬ 瑞新は當時景德寺の住持であつた。王安石との交友については、東一夫『王安石新法の研究』（風間書房、一九七〇）九九八―九九九頁参照。

④⑭ 玲瓏巖は千尋の崖壁がそそり立つ天童山有数の景勝の地。

④⑮ 東吳は寧波市區東南一七kmの太白山麓にあり。孫權の義子翕詔此處に隱居し故事を紀念して名とした。宋代は東吳市と呼ばれた。陳橋驛主編『中華人民共和國地名詞典 浙江省』（商務印書館、一九八八）九四頁。『寶慶四明志』卷十三、鄞縣志卷二、敍賦、郷村「陽堂郷在縣東、管里一村二、太白里、寶幢村、東吳村」。「鎮市、小溪鎮（句章郷唐日光溪鎮）。横溪市（豐樂郷）。林村市（桃源郷）。下莊市、東吳市、小白市（竝陽堂

郷）。韓嶺市、下水市（竝翔鳳郷）」。

④⑯ 大梅山保福寺は鄞縣の東南七十里にあり。『寶慶四明志』卷十二、鄞縣志卷一、敍山、「大梅山縣東南七十里」。『寶慶四明志』卷十三、鄞縣志卷二、寺院禪院二十二「大梅山保福院、縣東南七十里、唐貞元十二年建……」。寶慶二年（一二二六）には道元が、寶祐元年（一二五三）には榮西が訪れている。楊古城・曹厚德『四明尋踪』（寧波出版社、二〇〇二）七六頁参照。

④⑰ 『寶慶四明志』卷十三、寺院、禪院二十二「五峰山崇福院縣東南五十里、舊號五峰院、晉天福六年建、皇朝大中祥符三年賜額、常住田二百七十畝山六百八十畝」。

④⑱ 小溪鎮は、現在の鄞江鎮。寧波市西南二二kmの地、它山堰の所在地である。隋・唐代句章縣治・鄞縣治が置かれていた。

④⑲ 『寶慶四明志』卷十三、鄞縣志卷二、敍賦、「鎮市、小溪鎮（句章郷唐日光溪鎮）。横溪市（豐樂郷）。林村市（桃源郷）。下莊市、東吳市、小白市（竝陽堂郷）。韓嶺市、下水市（竝翔鳳郷）」。

④⑳ 新渠は不明。它山堰付近の水路名か。

⑤① 洪水灣は它山堰から一キロほど東にある、它山堰水系の機能維持のための重要な付屬施設の一つである。鄞縣水利志編纂辦公室編『鄞縣水利志』（河海大學出版社、一九九二）。『開慶四明續志』卷三、水利、「它山堰、唐太和中、鄞令王元暉所創也、溪流派四明山而入於江、潮逆上、鹵不可灌、限以石堰、上溪下江、溪流入河分注鄞西七郷、貫于城之日月湖、以飲以溉、利民博矣、然越里餘至洪水灣、河流罅而外泄、江湖溢而內攻、溪江合灣之左右漫爲壑、而它山之水始不得東注、民久病之、淳祐間、嘗立石塘以障、已而水穴其傍、隄潰如昔。大使丞相吳公一日出、鈞批謂境內礮閘河道措置畧偏、惟它山洪水灣岸坍水洩、關繫匪輕、委官下都保護於是、即其地爲埧三、一瀨江以禦狂瀾、一瀨河以防罅漏、一則介其間、爲表裏之拓、僉謂江之東南、有何氏竹木園、當水之衝、激其勢而北、欲撤其蔽而疏通之。官爲給錢市其業、浚地爲江、因畚沙以實二埧之北、河隄堅密、江水安流矣。異時挾日不雨、城內外潤可立待、今春夏所至演迤、謂非埧之力、可乎。役始於寶祐六年十二月十三日、畢於開慶元年二月十五日、凡爲費二萬一千六百貫有奇。監造都吏王松・正將鄭瓊、莅其事者

鄞縣簿李言似、買何儀會園地三十二畝一角二十六步……」。

⑤ 普寧院『寶慶四明志』卷十三、鄞縣志、卷二寺院、甲乙律院三十六「普寧院縣西南五十里、舊號天王院、唐咸通十三年建、皇朝大中祥符三年賜、今額常住田二百畝山無」。

⑤ 林村と黃姑林村とは隣接しており、酒務も置かれた農村小都市であった。寧波市の西南十一kmにある古林鎮あたりと考えられる。『浙江省地名簡志』（浙江人民出版社、一九八八）一四九頁。『寶慶四明志』卷十三、鄞縣志卷二、敘賦、鄉村「桃源鄉在縣西、管里一村二、石馬里、黃姑林村、林村」、『寶慶四明志』卷十三、鄞縣志卷二、敘賦、鎮市、「林村市（桃源鄉）……」。

『寶慶四明志』卷十二、鄞縣志卷一、敘縣、倉庫務場等、「林村酒務（桃源鄉去縣三十里）黃姑林酒務（亦在桃源鄉、今總謂之林村）」。

⑤ 資壽院。『農政全書』卷十六、水利、浙江水利に引く、宋王廷秀（政和二年進士、慈谿縣の人）の「水利記」に依れば、鄞縣東郷の田が東錢湖に依存していたのに對し、廣徳湖は西郷の重要な農業用水源であった。廣徳湖の廢湖にいたる過程を述べたなかに、北宋元祐中（一〇八六）九（四）廢湖の議論がおこった時、たまたま歸郷していた舒亶は、廢してはならない四つ理由を説いて林村の資壽院緣雲亭の壁に書いて後人を戒めたとある。資壽院も桃源郷林村にあった。結局北宋の政和八年（一一一八）廢されることになるが、王安石が訪れたのは廢湖の七十年ほど前のことである。つまり廣徳湖の名こそ出てこないが、資壽院への途中、西郷の水利の要所である廣徳湖を通過し視察したことは明らかである。『農政全書』卷十六、水利、浙江水利、「王廷秀曰水利記。鄞縣東西凡十三郷。東郷之田。取足於東湖。俗所謂前湖是也。西南郷之田。所恃者廣徳一湖、環百里、周以堤塘、植榆柳以爲固、四面爲斗門、閘、方春山之水泛漲時、皆聚于此、溢則洩之江、夏秋交民或以旱告。則令佐躬親相視、開斗門、而注之湖、高田下勢如建瓴、閘日可浹、雖甚旱亢、決不過一二、而稻已成熟矣、唐正元中、民有請湖爲田者、詣闕投匭以聞、朝廷重其事、爲出御史按利否、御史李後素銜命詢咨本末利害之實、錮獻利者置之法、湖得不廢、後素與刺史、及其寮一二公、唱和長篇、記其事而刻之石、詩語記湖之始興、於時已三百年、當在魏晉也、國初、民或因淺淀盜耕、有司正

知鄞縣時代の王安石の水利事業について

其經界、禁其侵占、太平興國中、禁黠民之窺其利、而欲私之、復進狀、請廢湖、朝下其事于州、州遣從事郎張大有驗視、力言其不可廢、且摘唐御史之詩、敘致詳緻、記于石刻、熙寧二年、知縣事張詢、令民濬湖築堤、工役甚備、曾子固爲作記、歷道湖之爲民利、本末曲折、以戒後人、不輕于改廢也、元祐中、議者復唱廢湖之說、直龍圖舒亶信道聞居鄉里、庸詎折之、記其事于林村資壽院緣雲亭壁間、謂其利有四不可廢、久之有俞襄復陳廢湖之議、守葉棣深罪襄、不得聘、遂走都省獻其策、蔡京見而惡之、拘送本貫、政宣間、淫侈之用日廣、茶鹽之課不能給、宦官用事、務興利以中主欲、一時佻躁趨競者、爭獻括天下遺利以資經費、率皆以無爲有、縣官刮民膏血以應租數、時樓異試可丁憂服除到闕、蔡京不喜樓、而鄭居中喜之、除知隨州、不滿意也、異時高麗入貢、絕洋泊四明、易舟至京師、將迎館勞之費不貲、崇寧加禮與遼使等、置來遠局于明中、樓欲捨隨而得明、會辭行上殿、于是獻言、明之廣徳湖可爲田、以其歲入儲以待麗人往來之用、有餘且欲造畫舫百舵、專備麗使作涉海二巨航、如元豐所造、以須朝廷遣使、上說、即改知明州、下車、興工造舟、而經理湖爲田八百頃、募民佃租、歲入米僅二萬石、於是西七郷之田無歲不旱、異時膏腴、今爲下地廢湖之害也」。

⑤ 桃源郷、清道郷。『寶慶四明志』卷十三、鄞縣志卷二、敘賦、鄉村「清道郷在縣西、管里一村二、橫山里、高橋村、沈店村……桃源郷在縣西、管里一村二、石馬里、黃姑林村、林村」。

⑤ 東一夫、小野寺郁夫前掲書が、行程を七日間もしくは一週間餘とするのは間違い。石田肇論文の言うように十一月七日から同月十八日までが正しい。

⑤ 鄞縣水利志編纂辦公室編『鄞縣水利志』（河海大學出版社、一九九二）。

⑤ 本田「宋代地方官の水利建設と勤務評價」『中國水利史研究會創立三十周年記念中國水利史の研究』（國書刊行會、一九九五）。『宋會要輯稿』食貨七、一二水利雜錄、慶曆五年九月二十八日、兩浙提點刑獄使宋純の言。

⑤ この書簡の繫年は、蔡上翔『王荊公年譜考略』卷三に從い、慶曆八年とする。

⑤ 小野寺郁夫前掲書二五二六頁。

⑥ 本田「宋代地方官の水利建設と勤務評價」『中國水利史研究會創立三十

周年記念中國水利史の研究』（國書刊行會、一九九五）。

⑥1 『臨川文集』卷三十四。譯は清水茂『王安石』（中國詩人選集二集、岩波書店、一九六二）に依る。一三四～五頁。

⑥2 梅原郁『宋代官僚制度研究』（同朋社出版、一九九八五）五二頁。

〔付記〕本稿は平成十七年度文部科學省研究費補助金『特定領域研究』「東アジアの海域交流と日本傳統文化の形成——寧波を焦點とする學際的創生——」の成果の一部である。

（本學文學部教授）

鄞県水利略図（慶曆年間）

